

年金制度改正(平成19年4月1日施行分)について

- 平成19年4月1日からの年金制度の改正について
(窓口配布資料)・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 平成19年4月1日から、年金制度が変わります。
(窓口配布資料)・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

- 離婚時の厚生年金の分割制度が平成19年4月1日
から始まります。(窓口配布資料)・・・・・・・・ 13

- 事業主のみなさまへ(事業主向け送付資料)・・・・・・ 21

平成19年4月1日からの 年金制度の改正について

社会保険庁

70歳以上の方も、会社にお勤めの場合には、老齢厚生年金の全額または一部の額が支給停止となる場合があります。

- 70歳以上の方も、厚生年金の適用事業所にお勤めの場合、老齢厚生年金と賃金の合計額が48万円を上回るときは、老齢厚生年金の全額または一部の額が支給停止となります。ただし、昭和12年4月1日以前生まれの方や、過去に厚生年金の加入期間がない方は、対象となりません。

老齢厚生年金の基本月額(※1) + 賃金(総報酬月額相当額) ※2 の合計額が48万円を超えていますか。

はい

老齢厚生年金の全部または一部が支給停止

いいえ

老齢厚生年金は全額支給

支給停止後の年金支給月額 = 基本月額 - (基本月額 + 総報酬月額相当額 - 48万円) ÷ 2

※1 基本月額: 加給年金額を除いた老齢厚生年金(報酬比例部分)の月額

※2 総報酬月額相当額: (その月の標準報酬月額相当額) + (その月以前1年間の標準賞与額相当額(その月以前1年間のボーナス)) ÷ 12

《例》 基本月額が8万円、総報酬月額相当額が42万円のときは、1万円の老齢厚生年金が支給停止となり、年金支給月額は7万円となります。

$$8 \text{万円} - (8 \text{万円} + 42 \text{万円} - 48 \text{万円}) \div 2 = 7 \text{万円}$$

手 続

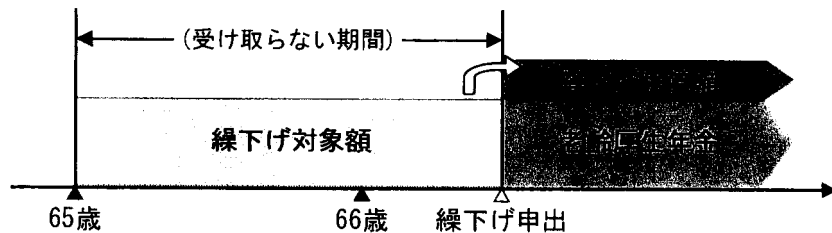
- 事業主から次の手続をしていただきますので、御本人からの手続は不要です。

- 平成19年4月1日以降、次の要件に該当する方を、引き続き雇用している事業主、または新たに雇用した事業主は、その従業員に係る雇用、退職または賃金等の額に関する届書を、社会保険事務所へご提出ください。
- ・ 70歳以上の方(昭和12年4月1日以前生まれの方は除きます。)
 - ・ 厚生年金の適用事業所に常時(勤務日数および勤務時間が一般の従業員のおおむね4分の3以上)お勤めの方
 - ・ 過去に厚生年金保険の加入期間を有する方(老齢厚生年金を受給しているかを問いません。)

今すぐ年金を受ける必要のない方は、老齢厚生年金を66歳以降に増額して受けられるようになります。

◆老齢厚生年金の繰下げ支給制度

- 65歳から老齢厚生年金を受けることができる方が、65歳からは受け取らずに、66歳以降に支給の繰下げの申出をした場合は、そのときから増額された老齢厚生年金を受けることができます。



$$\text{繰下げ加算額} = \text{繰下げ対象額} \times \text{増額率}$$

※繰下げ対象額は、原則、65歳時点の老齢厚生年金の額を基準として、受け取らない期間中の賃金等の金額と調整を行った上で計算した額をもとにして計算されます。

※増額率は、「支給を繰下げた月数×0.7%」で計算され、最大「42%」です。

対象となる方

- 平成19年4月2日以後に「65歳からの老齢厚生年金」を受けることができることとなった日の翌日から1年以内に老齢厚生年金の請求をしていない方
- ※ 60歳から65歳までの間、特別支給の老齢厚生年金を受けていた方も対象となります。
- ※ 老齢厚生年金を受けることができることとなった日の翌日から1年以内に、遺族厚生年金や障害厚生年金等の受給権者となった方は対象となりません。

手 続

- 老齢厚生年金の支給を繰り下げて増額された老齢厚生年金を受けようとされる方は、所定の請求書を社会保険事務所へご提出ください。
- ※ 老齢基礎年金と老齢厚生年金の支給の繰下げは、両方同時に申出することもできますし、別々に申出することもできます。また、一方のみを申出することもできます。

遺族厚生年金制度が見直されます。

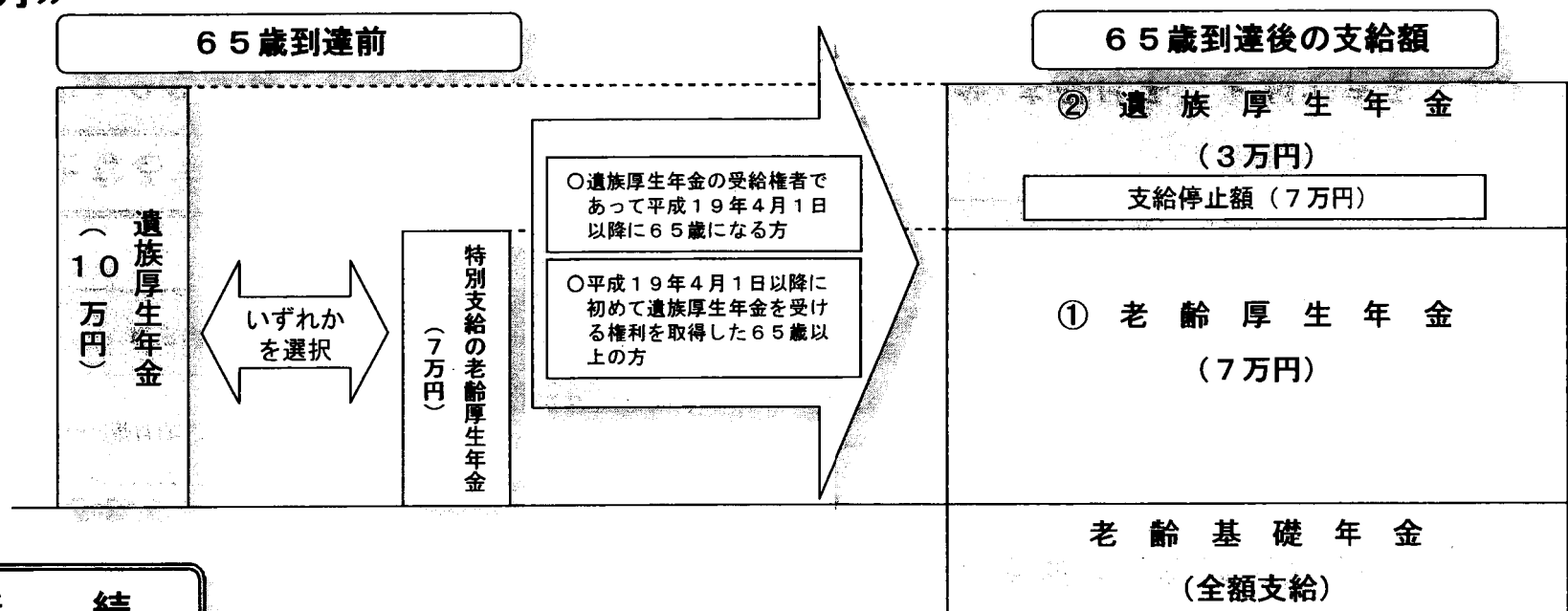
◆ 65歳以上の方の遺族厚生年金の支給方法の見直し

- 遺族厚生年金と老齢厚生年金等の受給権がある65歳以上の方は、
 - ①御自身の老齢厚生年金等は全額支給
 - ②遺族厚生年金は、御自身の老齢厚生年金等に相当する額が支給停止され、その差額のみ支給

※ 老齢基礎年金は全額支給されます。

※ 平成19年4月1日前に遺族厚生年金を受ける権利を有し、かつ、すでに65歳以上の方（昭和17年4月1日以前生まれの方）は、この新しい仕組みの対象となりません。

《例》



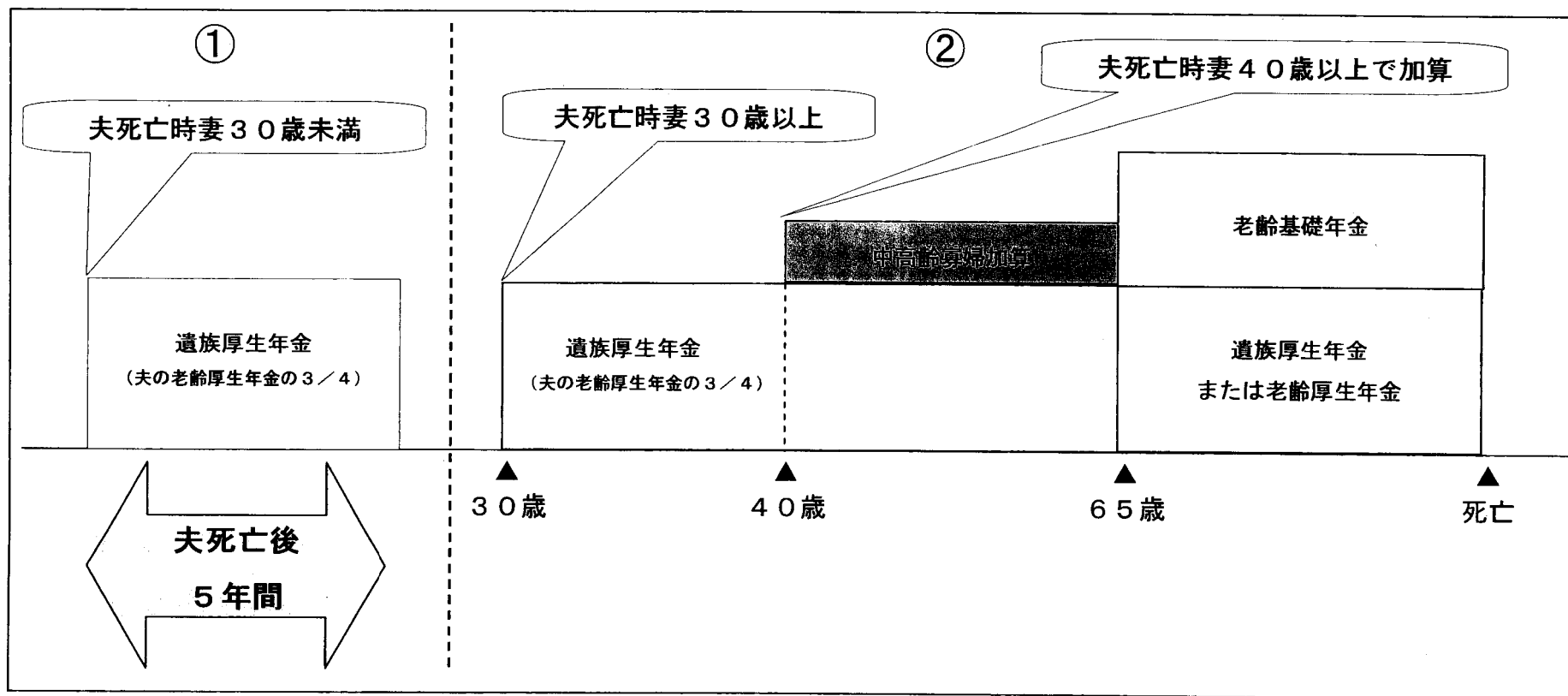
手 続

- 遺族厚生年金を請求する方が、老齢厚生年金等を受ける権利を有しているときは、遺族厚生年金の支給額を決定するため、遺族厚生年金と同時に老齢厚生年金等の請求をしていただくことが必要です。

◆若齢期の妻の遺族厚生年金制度の見直し

- ① 夫の死亡時に30歳未満で子を養育していない妻等に対する遺族厚生年金は、5年間の有期給付となります（子を養育しなくなったときに妻30歳未満の場合には、その時点から5年間）。
- ② 妻に対する遺族厚生年金に加算される中高齢寡婦加算（年間594,200円）は、夫死亡時に40歳以上である妻に、65歳に到達するまでの間、支給されることとなります（従来は夫死亡時35歳以上である妻に対して40歳から支給）。

※ 平成19年4月1日前にすでに受給権が発生した遺族厚生年金は、この新しい仕組みの対象となりません。



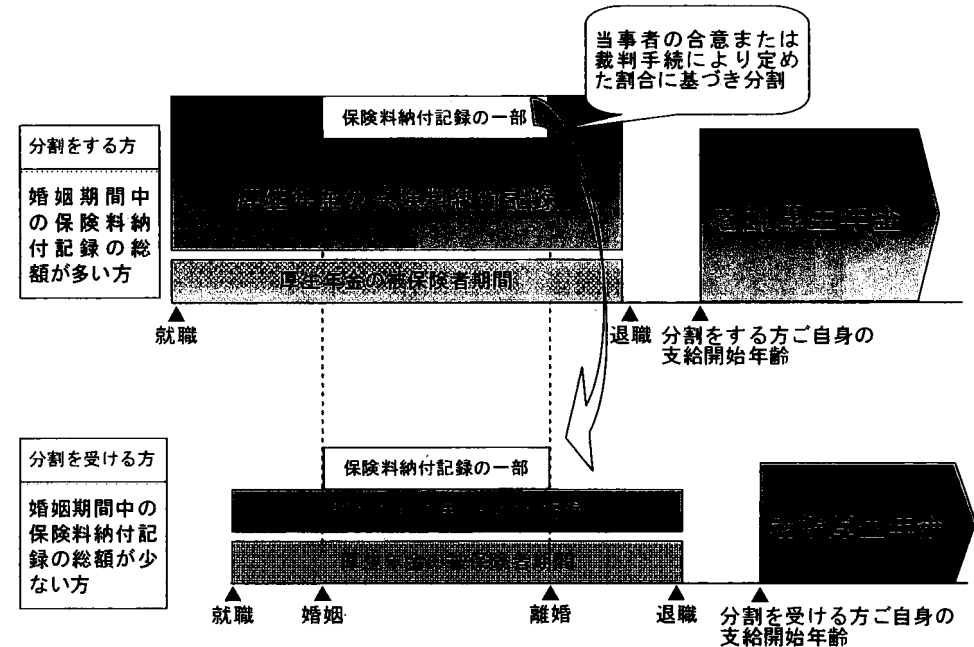
離婚時の厚生年金の分割制度が導入されます。

◆離婚時の厚生年金の分割制度

- 平成19年4月1日以後に離婚された場合に、その婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、当事者間で合意した割合に基づき分割することができる制度です。

分割の効果

- 分割を受けた方は、御自身の支給開始年齢から、分割後の厚生年金の保険料納付記録に基づく老齢厚生年金を受給することになります。
- ただし、老齢厚生年金を受給するためには、御自身の年金加入期間（分割を受けた期間を除く。）が、原則25年以上必要です。



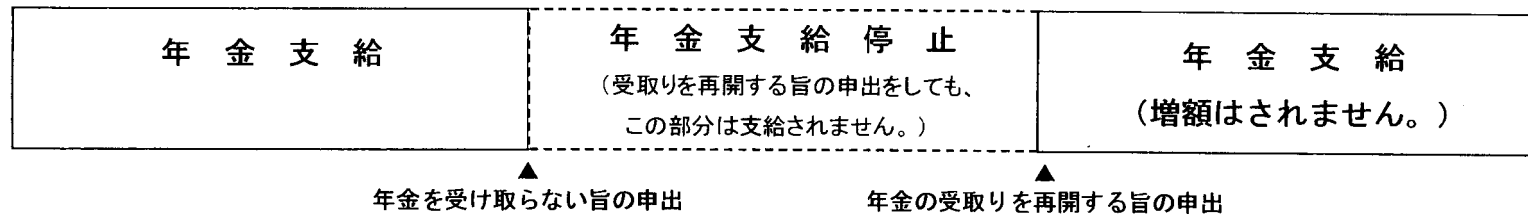
手 続

- 年金分割の請求書に戸籍謄本や分割割合を定めた必要書類を添付して社会保険事務所へご提出ください。
- ※当事者の合意または裁判手続により分割割合（50%を上限）を定める必要があります。
- ※社会保険事務所において、年金分割のために必要な割合等に関する情報提供を行っています。
- ※年金分割は、原則として、離婚をした日の翌日から2年以内に請求する必要があります。

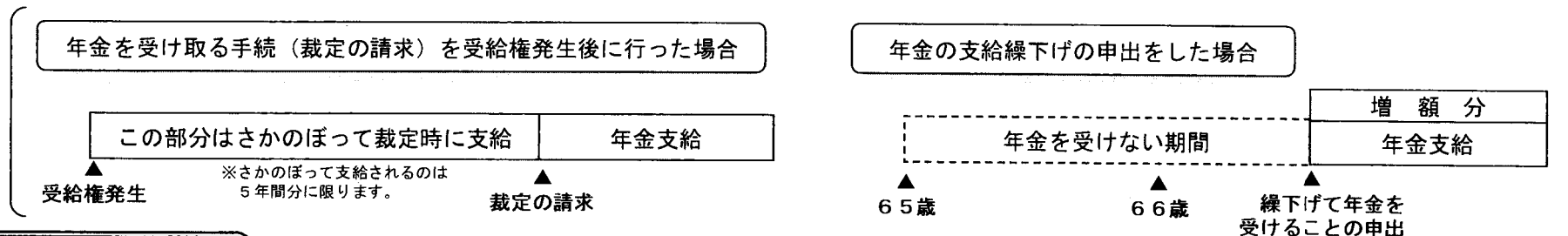
御本人からの申出により、年金を受け取らないことができます。

- 御自身の判断で年金を受け取らないという選択ができます。
 - ・ 年金を受け取らない旨の申出をしたときは、その翌月分から年金の支給が停止となります。なお、過去にさかのぼって申出をすることはできません。
 - ・ いつでも将来に向かって年金の受取りを再開することができます。再開する旨の申出をしたときは、その翌月分から年金が支給されます。

御本人からの申出による年金の支給停止の仕組み



※この申出を行った場合には、年金はさかのぼって支給されません。また、年金額が増額されることはありません。



手 続

- 年金を受け取らない旨の申出、または年金の受取りを再開する旨の申出をするときは、所定の申出書を社会保険事務所へご提出ください。



平成19年4月1日から、年金制度が変わります。

■ 平成16年の年金制度改正により、平成19年4月1日から、年金制度の一部が変わります。主な改正点は次のとおりです。

- 1 70歳以上のお勤めの方に係る老齢厚生年金の給付調整の導入
- 2 65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度の導入
- 3 遺族厚生年金制度の見直し
- 4 離婚時の厚生年金の分割制度の導入
- 5 自らの申出による年金の支給停止の仕組みの導入

会社にお勤めの70歳以上の方に、老齢厚生年金の給付調整が導入されました。

◆ 新たに老齢厚生年金の給付調整の対象となる方

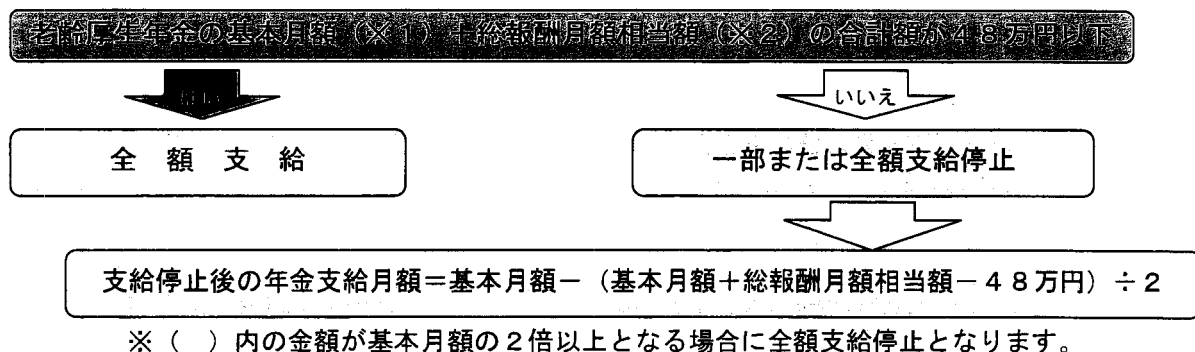
次の要件の全てに該当する方が対象となります

- ・ 昭和12年4月2日以降にお生まれの方であって70歳以上の方
- ・ 厚生年金保険の適用事業所にお勤めの方であって、勤務日数および勤務時間がそれぞれ一般の従業員のおおよそ4分の3以上の方
- ・ 過去に厚生年金保険の被保険者期間がある方

なお、厚生年金保険の被保険者ではありませんので、保険料の負担はありません。そのため、退職後の年金額の増額はありません。

◆ 70歳以上の被用者の老齢厚生年金の支給額の調整の仕組み

支給調整の仕組みは、65歳以上70歳未満の厚生年金保険の被保険者と同じ仕組みであり、計算方法は次のとおりです。



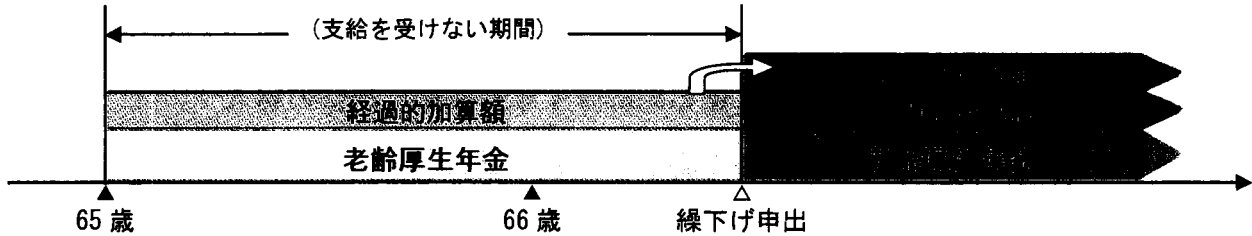
※1 基本月額：加給年金額を除いた老齢厚生年金（報酬比例部分）の月額

※2 総報酬月額相当額：（その月の標準報酬月額相当額）+（その月以前1年間の標準賞与額相当額※）÷1.2
※その月以前1年間に厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は標準賞与額を含めます。

65歳以降の老齢厚生年金を繰り下げて受けられるようになりました。

老齢厚生年金の繰下げ支給の制度は、「65歳以後の老齢厚生年金」を受けられる場合に、65歳からは受けずに、66歳の誕生日の前日以後に申出をすることにより、その申出をした月の翌月から、増額された老齢厚生年金を受けられる制度です。

【イメージ図】



昭和17年4月2日以後生まれの方は、原則、66歳の誕生日の前日以後に、支給の繰下げの申出ができます。ただし、65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日までの間に、障害厚生年金、遺族厚生年金などの年金を受けられる権利を有したことがあるときは、申出はできません。

また、66歳の誕生日以後に、障害厚生年金や遺族厚生年金などを受けられる権利が発生した場合は、支給の繰下げの申出はできますが、この場合、他の年金が発生した月を基準として増額率が定められ、繰下げ加算額が計算されます。増額された老齢厚生年金は、実際に支給の繰下げの申出をした月の翌月から支給されることとなりますので、ご注意ください。

昭和17年4月1日以前生まれの方であって、平成19年4月1日以後に老齢厚生年金を受けられることとなった方も支給の繰下げの申出を行うことができます。

繰下げ加算額

繰下げ加算額は、原則、65歳時点の老齢厚生年金額を基準として、繰下げの申出をした時期に応じて、計算されます。

$$\text{繰下げ加算額} = (\text{繰下げ対象額} + \text{経過的加算額}) \times \text{増額率}$$

※繰下げ対象額は、原則、65歳時点の老齢厚生年金額ですが、65歳以後に被保険者であった方はその被保険者であった期間に在職老齢年金制度を適用したと仮定した場合に支給される老齢厚生年金額です。

※増額率は、「繰下げ月数×0.7%(0.007)」、最大「42%(0.42)」です。

【ご注意ください】

65歳時点で「65歳以後の老齢厚生年金」を受けられる権利がある方の場合、71歳のときに支給の繰下げの申出をしても増額率は、70歳到達月(70歳の誕生日の前日の属する月)の「42%」のままですが、70歳時点でさかのぼって受けることはできませんのでご注意ください。

遺族厚生年金制度が見直されました。

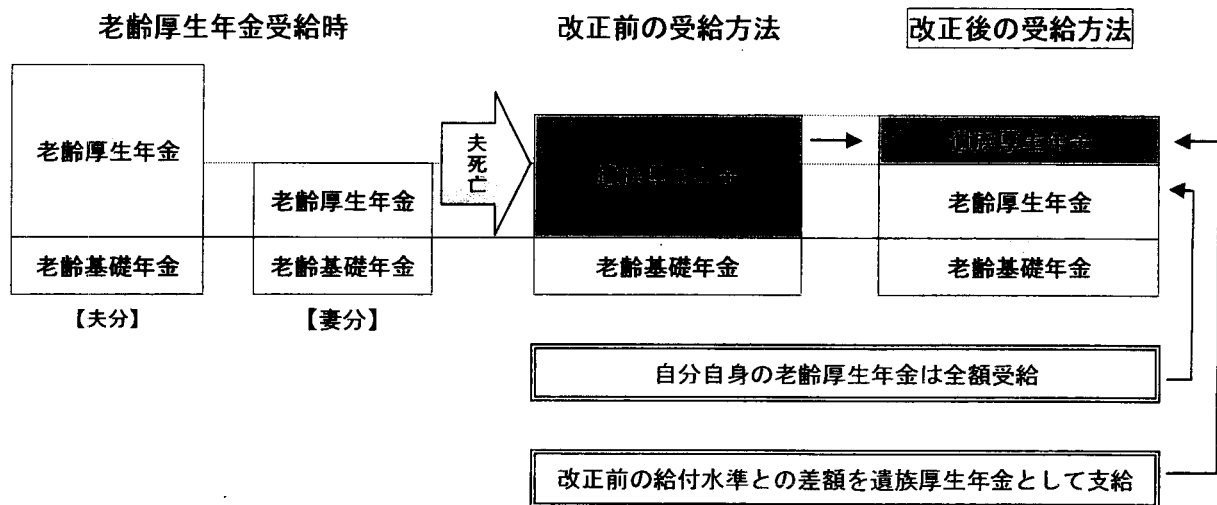
◆ 65歳以上の方の遺族厚生年金の見直し

(平成19年4月1日以後に遺族厚生年金の受給権を取得した方および平成19年4月1日前に遺族厚生年金の受給権を有する平成19年4月1日以後に65歳になる方が対象)

65歳以上の方の遺族厚生年金については、自らの保険料納付を確実に年金給付に反映する仕組みとするという考え方から、

- ・ご自身の老齢厚生年金全額と
- ・改正前の制度において支給された額とご自身の老齢厚生年金額との差額を支給するという仕組みになりました。

《例》

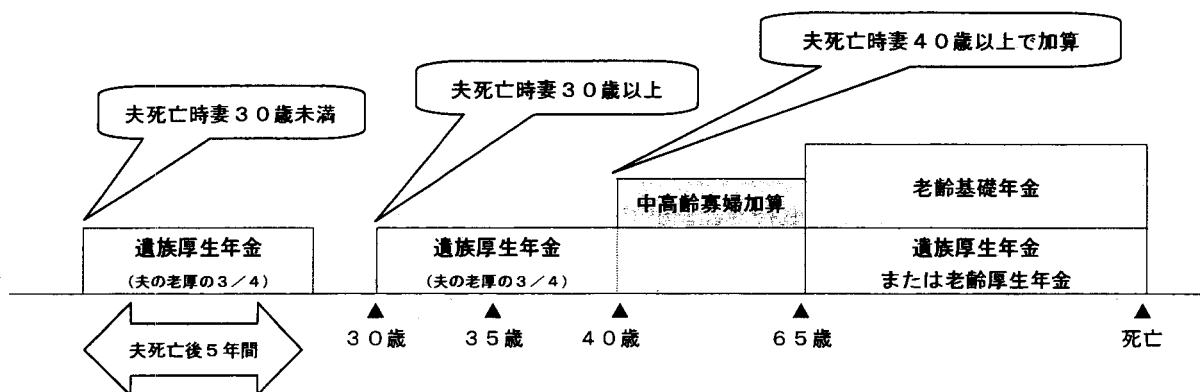


◆ 若齢期の妻の遺族厚生年金の見直し

(平成19年4月1日以後に遺族厚生年金の受給権を取得した方が対象)

子のいない一定年齢以下の妻に対する遺族厚生年金は、その就労可能性を考慮して、ご自身の就労を準備するまでの措置として位置づけられたことから、夫の死亡時に30歳未満で子を養育しない妻等に対する遺族厚生年金は、若年層の雇用条件の格差の縮小の動向を踏まえて、5年間の有期給付となりました。

また、中高齢寡婦加算について、支給要件となる年齢が、夫死亡時35歳未満から40歳未満に引き上げられ、待機期間(改正前は35歳から40歳までの期間は待機期間とされていました。)をなくすこととされました。この結果、中高齢寡婦加算は、夫死亡時に40歳以上である妻に、65歳に到達するまでの間、支給されることとなります。



離婚時の厚生年金の分割制度が導入されました。

平成19年4月1日から実施される離婚時の厚生年金の分割制度は、次の条件に該当した場合に、当事者の方からの請求により、厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度です。

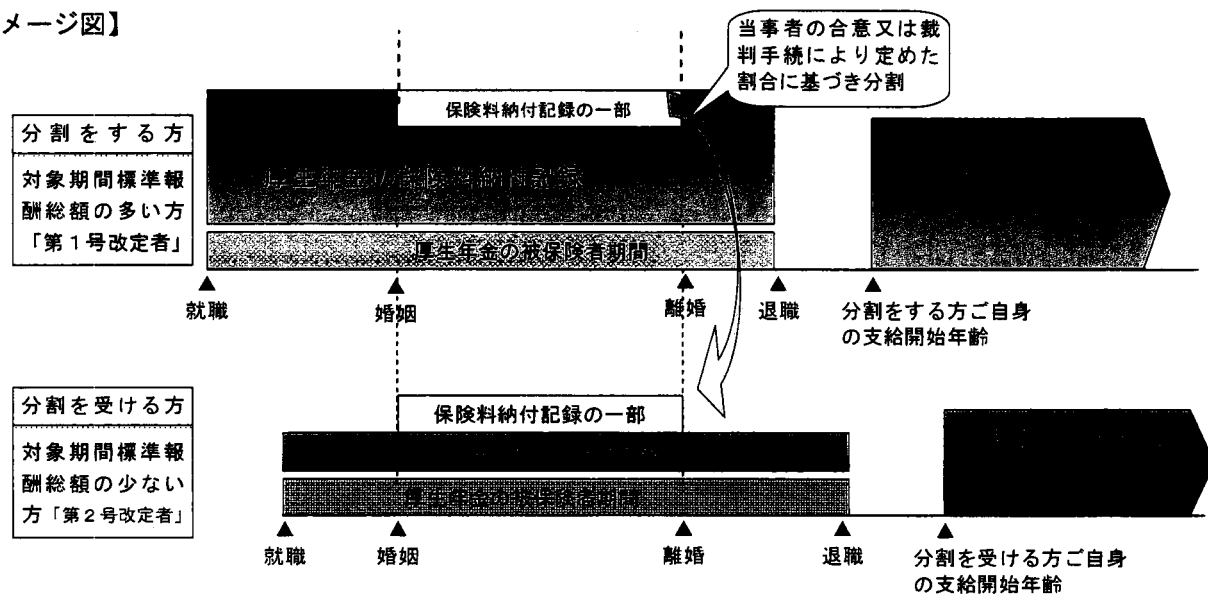
この制度により分割される記録は、その「婚姻期間中の当事者の厚生年金の保険料納付記録※」に限られます。

※事実婚関係にあった方の場合、その「事実婚関係にあった間の国民年金の第3号被保険者期間中の当事者の厚生年金の保険料納付記録」です。

- ・平成19年4月1日以後に、離婚した方や事実婚関係を解消した方など※。
- ・当事者の合意や裁判手続により年金分割の割合を定めたこと。
- ・請求期限（原則、離婚した日の翌日から2年）を経過していないこと。

※事実婚関係を解消した方は、平成19年4月1日以後に事実婚関係を解消し、その事実婚関係にあった間に、当事者の方が国民年金の第3号被保険者であった方に限られます。なお、婚姻の取消しが行われた方も対象となります。

【イメージ図】



御本人からの申出により、年金の受取りを停止することができるようになりました。

- ◆ 年金を受け取ることは、現役時代に保険料を納付したことに基づいて発生する権利ですが、御本人からの申出により年金を受け取らないことも可能になりました。

詳しくは次のようになります。

- ・支給停止の申出をした翌月分から支給停止となります。
- ・支給停止の申出の撤回は、いつでも行うことができ、撤回をした月の翌月分から支給開始されます（支給停止されていた期間について遡って受給することはできません。また、撤回後の年金額は繰下げ制度とは異なり増額されることはありません。）。
- ・年金の種類ごとに支給停止の申出・撤回を行うことができます。
- ・一部（一定額）の停止はできません。

離婚時の厚生年金の分割制度が 平成19年4月1日から始まります。

年金分割といわれていますが、何が分割されるのですか？（1頁）

婚姻する前の記録はどうなりますか？（2頁）

手続は、どうすればよいのですか？
（4頁～7頁）

請求期限はありますか？
（7頁「Q8」）

離婚時の厚生年金の分割制度

平成16年の年金制度改正により、離婚等をしたときに、厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度が導入されました。

この年金分割制度は、平成19年4月1日から実施される離婚時の厚生年金の分割制度（合意分割制度）と、平成20年4月1日から実施される離婚時の第3号被保険者期間についての厚生年金の分割制度（3号分割制度）があります。

厚生年金の保険料納付記録が分割されます。

厚生年金の保険料納付記録（法律上「標準報酬」といいます。）は、厚生年金の保険料の計算の基準となるとともに、老齢厚生年金等を受けるときに、その年金額の計算の基準になります。

したがって、厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割した場合は、当事者それぞれの老齢厚生年金等の年金額は、分割後の記録に基づき計算されます。

★分割をした方

ご自身の厚生年金の保険料納付記録から、相手方に分割をした記録を除いたその残りの記録に基づき、年金額が計算されます。

★分割を受けた方

ご自身の厚生年金の保険料納付記録と相手方から分割された記録に基づき、年金額が計算されます。ただし、分割後の記録に基づく老齢厚生年金等を受けるには、ご自身の厚生年金の加入期間や国民年金の保険料を納付した期間等によって受給資格期間を満たしていることが必要です。